

21世紀における 国際人権法の役割 — 女性差別撤廃委員会の活動を例として

2015年6月17日(水) 日比谷松本楼

林陽子会員は、本年2月16日、ジュネーブ国連欧州本部において開催された第60回女性差別撤廃委員会(CEDAW)において、日本人として初めて同委員会委員長に選出されました。そこで、本年6月17日、日本弁護士連合会と東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会共催により日比谷松本楼において、林会員のCEDAW委員長就任を祝う会が開催されました。

本稿は、同祝う会の冒頭、女性差別撤廃条約の概要、CEDAWの具体的な活動などについて、林会員にご講演いただいたものです。



林 陽子 (35期)
●Yoko Hayashi
当会会員
国連女性差別撤廃委員会委員長

〈略歴〉
1983年 第二東京弁護士会登録
1995年 国連世界女性会議(北京)
日本政府代表団顧問
2008年 国連女性差別撤廃委員会 委員
2015年 同 委員長

初めに、本日このような会を主催してくださいました第二東京弁護士会、日弁連、東弁、一弁、特に第二東京弁護士会の男女共同参画推進本部の皆様に心より御礼申し上げます。今年1985年に日本が女性差別撤廃条約を批准してから30年目の節目の年にあたります。そのような大事な年に女性差別撤廃委員会の委員長という重責をお引き受けする巡り合わせとなり、思い掛けず多くの方々からお祝いや励ましの言葉をいただきました。大変光栄であると同時に、責任の重さに身が引き締まる思いでございます。

本日は貴重な機会をいただきましたので、私から女性差別撤廃条約とはどういう条約なのか、委員会がどういう活動をしているのか、そして日本における条約実施の課題は何かといったことについてお話をしたいと思います。

1 女性差別撤廃条約

女性差別撤廃条約 (the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women : CEDAW) は1979年の国連総会で採択された国際条約であり、日本は1985年にこれを批准しました。現在この条約は189か国が批准し(国連加盟国は193か国)、子どもの権利条約と並んで人権条約の中で、最も締約国の数が多い条約であります。批准していない数少ない国として、スーダン、イランと並んでアメリカ合衆国があります。

1948年に成立した世界人権宣言については、その起草にあたったフランスのルネ・カサンやアメリカのエレノア・ルーズベルトといった人たちの名前が、その功績とともに文献にたくさん残されておりますけれども、女性差別撤廃条約の起草過程は、私にとって謎の部分が多く、文献を見ても個人の名前がほとんど出てきません。おそらく1970年代の世界的な女性運動の中で、無名の女性たちが集団的に運動を起こし、政府代表に働きかける中で、国連の中での法典化作業がなされたのだろうと思います。

現在国連には9つの主要人権条約といわれる

ものがあります。日本はこのうち移住労働者条約を除く8つの条約の全ての当事国になっておりますが、現在この9つの条約の全てに個人通報制度、すなわち人権侵害を受けた個人が直接国連に申し立てができる制度があります。

(参考) 国連の9つの主要人権条約

*は日本人委員の在籍する委員会

- (1) 国際人権自由権規約（市民的および、政治的権利に関する国際規約）*
- (2) 国際人権社会権規約（経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約）
- (3) 人種差別撤廃条約
- (4) 女性差別撤廃条約 *
- (5) 子どもの権利条約
- (6) 拷問禁止条約
- (7) 移住労働者条約（日本は未批准）
- (8) 障害者の権利条約
- (9) 強制失踪条約 *

皆さんは、子どもが人権を侵害されて個人通報してあり得るのだろうかと思うかもしれませんが、子どもの権利条約にも個人通報があるのです。しかし、9つの条約全部に個人通報ができたにもかかわらず、日本の際立った特徴は、このうちの1つも参加をしていない、受諾をしていないということです。

アジア太平洋地域においては、ヨーロッパ人権裁判所に相当するような地域人権条約がございませんので、これら9つの条約の個人通報に入っていないことは、日本における国際人権法の理解を不十分なものにしていくということとは否定できないのではないかと思います。

・女性差別撤廃条約の主な規定

次に女性差別撤廃条約の中身ですけれども、実体規定は1条から16条までの比較的短い条約で、1条の中に女性差別とは「性に基づく区別、排除、制限であって、女性の平等な人権享有を害する目的、または効果を有するもの」という定義規定があります。

- 1条 女性差別の定義
- 2条 締約国の差別撤廃義務（尊重respect・

- 保護protect・充足fulfill)
- 4条 暫定的な特別措置（クオータ制を含むポジティブ・アクション）
- 5条 差別的な慣習・慣行、女性に対する暴力の廃絶
- 7条 政治参加における平等
- 9条 国籍に関する平等
- 10条 教育における差別撤廃
- 11条 雇用における差別撤廃
- 12条 保健における差別撤廃（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）
- 13条 経済的活動における差別撤廃
- 14条 農村女性その他社会的に弱い立場にある女性に対する差別撤廃
- 16条 婚姻・家族生活における差別撤廃

現在、女性差別撤廃委員会から日本に対して勧告されていることの1つは、こういった女性差別の定義を実定法の中に持ちなさいと。憲法でなくてもいいけれども、差別禁止法のような法律を持つようにということが勧告の1つになっています。そのほか政治参加とか、教育、雇用、健康など、いわゆる自由権、社会権の全てを包含した人権の面での性差別の撤廃を国に義務付けております。

またこの条約の特徴として、家族法・家族関係における平等について16条というのがあります。ここに非常に問題を持つ国が多いということがございます。家族法における差別といいますと、例えば女性に離婚の自由がないとか、離婚しても母親は親権が取れないとか、財産分与がもらえない、あるいは女性に相続権がないという差別的な法律を持っている国がたくさんあります。

これはイスラム教の国だけではなくて、イギリスやフランスも女性差別撤廃条約に入った時には、16条の家族法に関してまず留保した上で参加をしております。現在これらの国の留保は撤回されております。委員会での条約審査は、1つの国について10時から5時まで、1条から16条まで行うのですけれども、この16条が、一番議論が多い家族法なものですから、午前中に時間を取り過ぎてしまうと16条をや

る時間がなくなってしまうのです。私は2月に委員長に就任して既に1会期、議長をやりましたけれども、はらはらしながら、一番大事な条文が最後にあるというのはすごく気分が落ち着かず、早く終わらせなければと思いつながらの議事進行でした。

そのほか、条約の4条には事実上の平等を推進するためのクォータ制をはじめとするポジティブ・アクションを奨励する規定があります。日本でも現在、日弁連の執行部をはじめとしまして、意思決定機関への女性の参画を加速化する手段が議論されておりますけれども、この条約4条はクォータ制ないしポジティブ・アクションを正当化する根拠の1つとなっております。

2 条約機関としての女性差別撤廃委員会

条約17条

「女性差別撤廃委員会は……徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する23名の専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。」(independent expertの根拠規程)

任期は4年(再任可)で締約国会議による選挙で選出される。

次に委員会の作業方法と仕事ぶりですが、まず女性差別撤廃委員会の機能について簡単にお話をしたいと思います。20世紀に入ってから国際法の性格が、共存(coexistence)という言葉を使います)の国際法から協力(cooperation)の国際法へ変容したといわれております。

「共存の国際法」から「協力の国際法」へ—国際社会全体としての利益としての普遍的な人権保障

これはウォルフガング・フリードマンという、ナチスの迫害を逃れて戦後アメリカで研

究活動をした国際法学者の著作に由来する表現です。このうち人権条約というのは「協力の国際法」の典型であるといわれております。例えば、伝統的な「共存の国際法」である通商条約では、当事国の中で権利義務を交換しますので相互の義務履行というのは当事者がお互いに監視をし、一方が条約を守らないのだったら相手方も守らないという形で、対抗措置を取るとか、条約を脱退することになります。

これに対して、「協力の国際法」は、国際社会の共通利益を目的に締結されます。例えば国際人権法は自分の国の管轄下にいる個人に対して人権を守るということを義務付けている条約ですので、例えば、日本が条約上の義務を守らないで女性に対する差別的な法律を残しているときに、他の締約国が対抗手段として、じゃあ、自分たちも女性差別的な法律をつくるとか、あるいは女性差別撤廃条約から脱退するということになっても、何の解決にもならないわけですね。

そうすると、締約国同士がお互いに監視するのではなく、条約の下に独立した専門家からなるモニタリングの機関をつくって、その専門家によって締約国が条約を守っているかどうかの監視をさせる仕組みをつくったというのが、この条約機関の意味付けであります。

作業方法

①国家報告書審査、②個人通報審査、③調査制度、④一般勧告の策定

1会期が約3週間、年間3回(主に毎年2月、7月、10月)

具体的な作業としては、全ての締約国について4年に1回、国家報告書審査があります。これはかつて政府報告書審査と言われていたんですけども、条約は行政府である政府だけではなくて、立法議会、それから司法も拘束しますので、政府ではなく国家報告書という表現の方が正しいということが、最近、日本の学者の間で言われております。私もそれにならってこれは国家報告書と呼んでおります。

1会期にだいたい8か国の審査を行い、年間3

回、主に毎年2月と7月と10月が委員会の月ですので、その間は3週間ずつ出張をすることになります。皆さんから委員長になって大変ですね、出張が長くなるんじゃないですかと言われるんですけども、実は3週間の会期以外に個人通報作業部会というのが1週間プラスであります。私は今まで個人通報作業部会の委員長でしたので、本会議に加えて作業部会に出なければならなかったのですが、今回、委員長になったことにより作業部会はほかの人に代わっていただいたので、自分のもくろみでは出張期間が短くなって、作業部会に行かない分だけ日本で仕事ができる期間が長くなるのではないかという甘い見通しを立てております。

委員会の監視の方法としては、今、申し上げた国家報告書審査という4年に1回出てくるレポートが最重要です。日本も来年の2月に4回目の審査が回ってきますので、日弁連の両性の平等委員会をはじめとするメンバーの皆さんがジュネーブにロビイングにいらっしゃるようです。

これ以外に選択議定書に入っている国については、個人通報の審査と、それから選択議定書の下での調査制度というのがございまして、その調査があります。さらに、条約解釈のガイドラインをつくるということが行われます。1会期に8か国あるうち、自分が希望すればラプラトゥール (rapporteur) という報告者になります。私は今まで、スリランカ、インド、昨年は中国の国別報告者になりました。中国の人権問題については事前準備で東京の若手の弁護士の人たちに入ってもらって研究会をつくり、何回か手分けをして文献を読んで審査に臨みました。

3 女性差別撤廃条約が日本法に与えた影響

では女性差別撤廃条約が日本法にどのような影響を与えたかということですが、レジュメに書きましたように批准時と批准後にそれぞれ重大な影響があったと私は思います。

- (1) 批准時の国内法整備 (男女雇用機会均等法の制定、国籍法の父母両系主義への改正、高校家庭科の男女共修へのカリキュラム改正)
- (2) 批准後の立法 (男女共同参画基本法の制定、DV法をはじめとする「女性に対する暴力」に関する一連の法整備)、男女共同参画の行政、司法への影響

条約と国内法の関係につきましては、憲法の通説は条約優位説ですので、条約批准にあたって条約と抵触する国内法の整備がなされます。

ここで抵触という場合2つの意味がありまして、1つはかつての国籍法が父系優先主義で、国際結婚をした日本人の女性は子どもに日本国籍を与えられないといった法律があり、女性差別撤廃条約の国籍平等の原則に反するという場合のように、積極的に矛盾・抵触する場合があります。

もう1つは、条約が求めている法制度を締約国が持たない場合、条約を批准するにあたって、その法律をつくった上で条約に入ることが通常行われております。女性差別撤廃条約の11条が雇用の全段階における男女平等の規律を定めた法律、ないしその他の措置を求めておりましたので、日本政府は男女雇用機会均等法を1985年につくり、その上で条約の批准をいたしました。これは条約と消極的に矛盾・抵触する場合というふうに分類されております。

私自身は女性差別撤廃条約の日本法に対する最も大きな影響は、女性に対する暴力という概念を日本の社会の中に根付かせ、配偶者暴力防止法とか、ストーカー法、あるいはセクシュアルハラスメント法制をはじめとします一連の性暴力についての法律を制定するきっかけとなったことだと思います。

これは日本だけではなく、国連が女性に対する暴力という概念に依拠して、各国に法改正を促してきた歴史があります。現在、法務省で性暴力に関する刑事罰のあり方についての検討会が行われておりますけれども、私は

これも女性差別撤廃委員会からの勧告を受けて、内閣府の男女共同参画局が道筋をつけないければあり得なかった現象だと思えます。

4 日本に対する女性差別撤廃委員会からの勧告 (直近の2009年国家報告書審査)

- (1) 民法（家族法）における差別的法律の改正（選択的夫婦別姓の導入、再婚禁止期間の廃止、婚姻年齢を男女ともに18歳にすること、婚外子差別の撤廃）
- (2) 時限と数値目標を持った暫定的特別措置を導入することにより、政策決定の場に女性の参画を拡大すること

最近、委員会は各国ごとにその国にとって最も重要な2つの課題をマークアップして勧告を出すようになっております。直近の2009年に日本政府に対して出された勧告は、1つは民法（家族法）における差別的法律の改正として、選択的夫婦別姓の導入、再婚禁止期間の廃止、婚姻年齢を男女ともに18歳にすること、婚外子差別の撤廃。婚外子の相続分差別については最高裁の決定があり、民法の改正がなされましたけれども、そのほかの課題は手付かずです。また時限と数値目標を持った暫定的特別措置を導入することにより、政策決定の場に女性の参画を拡大することということで、いわゆるポジティブ・アクションをもっと積極的にやれということが日本に対する2つ目の勧告でございます。

5 委員長としての抱負と弁護士会への期待

最後に私の委員長としての抱負と弁護士会への期待を述べて、講演の終わりとさせていただきます。私は日本から選出された女性差別撤廃委員会の委員としては5人目なのですが、私以前の4人は、全員、厚生労働省、法務省、外務省の官僚出身の方であり、民間人としての委員は私が初めてでした。

だから私は自分が失敗したら決して2人目の弁護士出身の委員は選出されないのではないかなと思って、大変責任を感じながら8年間過ごしてきたというのが実情です。国連では最近、条約機関の強化ということが言われておりまして、ではどうしたら強化できるかといったら、委員の質に大きく左右されますので、委員の質をよくするべきであるということがかなり率直に議論されるようになっております。

では、どうすれば委員の質を高められるかということですが、委員は条約上、政府の代表ではなくて、個人資格の専門家であり、自分の国の政府から独立していなければならないという原則がありますので、自分の国の政府から独立していること。それから条約について深い知識があって、条約の価値を実現するための判断をしていくことというのが、委員に求められている資質であり、私はそれをきわめることが自分の委員としての独立性を担保するという事だろーと思っております。

したがって、私自身はもっと条約についての勉強を怠らず、条約が目指している価値はどのようなものかということ等を常に考えながら判断を進めていきたいと思っております。また、最近国連システムの中でジェンダーの主流化、ジェンダー・メイン・ストーリーミングという言葉が非常に合言葉ようになっております。国連内部のほかの委員会や機関から、女性差別撤廃委員会の意見を求められる機会も大変増えておりますので、そういったときに適切な情報提供ができるように研鑽を怠らず、リーダーシップを発揮したいと思っております。

女性差別撤廃委員会で過去8年間、1年間に約24か国の審査を8回繰り返しました。そこで百数十か国の女性が置かれた状況を見て、非常に単純な事実を発見いたしました。

それは何かといいますと、どこの国でも人権侵害はあって、どこの国にも女性差別はあるということなのですね。しかしながら、いわゆる人権先進国と人権後進国との間には大きな差ができております。その差はどこから来るのかということを見ていきますと、結局、

先進国では人権侵害があっても被害者は最終的に司法によって救済されるのです。そして司法が弱い国というのは、被害者は何の救済も得られないまま放置されるか、あるいは救済が得られたとしても、20年後に真実が発見されるという形で、非常に遅れた正義しか得られないのです。

その意味で政府から独立した司法があって、人権のために活動する弁護士がいるということ。そして被害者が救済を受けられるように、被害者を支援する市民社会があるということがとても重要だと感じました。非常に単純な、小学生でも分かるようなことなのかもしれませんが、私が8年間委員をやって一番強く感じたことはその事実です。したがって、その中で私はあらためて弁護士および弁護士会が持つ役割の重要性ということを認識いたしました。

私はかねて日本の近代の司法制度には大きなランドマークが2つあったのではないかと考えております。1つは、明治23年の裁判所構

成法による近代的司法制度の発足です。2つ目は、第2次大戦後の日本国憲法による違憲立法審査権の導入です。3つ目に平成の司法改革が入るのかどうかということですが、私は人権条約の個人通報制度に入って、世界基準で人権の議論をしていくということがあって、初めて3つ目の山を迎えられるのではないかと考えております。

日本はこれまで外来の新しい制度に学んで、それを取り入れて内在化することで社会が発展してきましたので、この3つ目のエポックメイキングに向けてもう少し日本の司法ないし弁護士会は努力が必要ではないかと思えます。弁護士会に対しては個人通報制度の批准のための政府に対するロビイングももちろん大事ですが、それに加えて国際人権法を使っていく法曹の人材養成の役割を期待しております。私も一会員として皆様とご一緒に微力を尽くしてまいりたいと思えます。

■

法廷提出用の証拠録音(紛争交渉のやりとり・電話録音・尋問記録等)の文書化(反訳)は当社にご用命下さい。

テープリライト

検索

1965年創業

信頼に込めて半世紀。

法廷提出用テープ起こし

テープ起こしの専門会社

テープリライト株式会社

本社 ☎ 03-3255-0478 東京都千代田区神田淡路町1-5-2 及川ビル4F

関西 ☎ 075-746-3885 京都市中京区三条通新町西入ル釜座町22 ストックビル三条烏丸414

<http://www.taperewrite.co.jp/>